

令 03 原機 (環保)

令和 3 年 月 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の
特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の変更の認可申請書の
一部補正について

固体廃棄物減容処理施設の設置に係る
建物、
減容処理設備 (その 1、その 2、その 3、その 4 及びその 5)、
計測制御系統施設、
放射線管理施設 (その 1)、
気体廃棄物の廃棄施設 (その 1、その 2 及びその 3)、
液体廃棄物の廃棄施設 (その 1、その 2 及びその 3)、
非常用電源設備、
その他の主要な事項 (その 1、その 2 及びその 3)
の一部変更

平成 30 年 2 月 28 日付け 29 原機 (大環) 020 (平成 30 年 11 月 20 日付け 30 原機 (環保) 017、令和元年 5 月 23 日付け令 01 原機 (環保) 007 で一部補正) をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の変更の認可申請書を下記のとおり補正する。

記

1.名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2.変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3.変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法

区 分 廃棄物管理設備本体
処理施設
固体廃棄物の処理施設
減容処理設備
計測制御系統施設
放射線管理施設
その他廃棄物管理設備の附属施設
気体廃棄物の廃棄施設
液体廃棄物の廃棄施設
固体廃棄物の廃棄施設
その他の主要な事項
設計及び工事の方法 別紙 1 のとおり。

4.工事工程表

工事工程表 別紙 2 のとおり。

5.設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）の規定に適合するよう令和 2 年 4 月 22 日付け令 02 原機

（大安）022 をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（Q S - P 0 8 ）別紙 3 により、設計及び工事の品質管理を行う。

6.変更の理由

平成 25 年 12 月 18 日に施行された新規制基準として、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の改正、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の改正、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴い、固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設計及び工事の計画の認可申請書の記述を変更する。